

対馬藩の改革に挑んだ

まつうら けいせん
松浦桂川

(1737 - 1792年)

江戸時代の中頃になると、朝鮮貿易による収入が減少し、対馬藩の財政は悪化しました。松浦桂川は、その改革を図った人物の一人です。

桂川は、朝鮮外交に活躍した^{あめのもり ほうしゅう}雨森芳洲の実孫で、同じく朝鮮外交に活躍した^{まつうら かしゅう}松浦霞沼の孫（芳洲の次男^{りゅうこう}龍岡が霞沼の養子となり、桂川は龍岡の長男として生まれる）でもありました。

藩へ出仕して、朝鮮との交渉を担当するようになると、木綿の輸入量を減らし、代わって米の輸入量を増やすよう交渉し、これを実現させました。また、幕府に対しては、対馬藩が担っている国防の重要性を説き、経費の一部を幕府が負担するべきだとする策を唱えるなど、財政再建に向けた収入の確保に努めました。

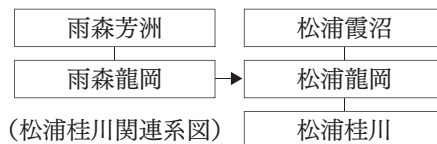
この実績が評価され、江戸家老へ抜擢されますが、藩主の跡目争いに巻き込まれてしまいます。桂川は、自身を江戸家老に抜擢した前藩主^{よしあり}宗義蕃から義蕃の息子が跡継ぎとなるよう幕府へ働き掛けよと命じられますが、現藩主^{よしなが}義暢の息子が跡継ぎとなるよう交渉したのです。

抜擢された恩ではなく、現藩主への忠義を選んだ桂川でしたが、流罪先の牢屋前には、そうした清廉潔白な桂川から教えを請おうと、多くの人が列をなしたと伝えられています。

今回は、ロシア船に立ち向かった「吉野数之助・松村安五郎」を紹介します。



市指定史跡：松浦桂川墓及び碑
(上県町瀬田・宝蔵寺)



あんにょん！韓国語

問い合わせ／文化交流・自然共生課
上対馬振興部地域振興課

☎0920(53)6111
☎0920(86)3111

<感染症予防に関する表現>

このコーナーでは毎月、生活に使える韓国語のフレーズをテーマに沿って紹介します。

マスクルル ハプシダ

○마스크를 합시다 —————> マスクをつけましょう

ソナル チャジュ シスプシダ

○손을 자주 씻읍시다 —————> こまめに手洗いをしましょう

サフェジョツ コリトウギルル シルチョンハプシダ

○사회적 거리두기를 실천합시다 —————> ソーシャルディスタンスを保ちましょう



対馬市国際交流員
イ・ヒョンジュ
李 賢朱

日本国内での新型コロナウイルスの感染拡大もだいたい落ち着き、日常を取り戻しつつありますが、第2波が懸念される今、油断は禁物ですね！日常生活の中でできる感染症対策を徹底し続けましょう！



問い合わせ しまの力創生課 ☎0920(53)6111

対馬市島おこし協働隊facebookページ↑

令和2年5月から6月にかけて着任した隊員を紹介します

学生時代に対馬に来島したことがきっかけで、対馬で働きたいと考えるようになりました。馬が好きですが、それ以上に温かく接してくださる対馬の人々が大好きです。大好きな島の方々に馬が与えてくれる楽しさとメリットを伝えていけるよう尽力し、対馬を介した地域コミュニティ活性化を目指します。



名 前：吉原 知子

着任日：令和2年5月1日

ミッション：コミュニティ支援担当（北部担当）

所 属：しまづくり推進部 しまの力創生課
（※勤務：上対馬振興部地域振興課）

コミュニティ支援担当：各行政区、地域団体等の活動支援や地域と行政の「パイプ役」を担い、対馬のコミュニティ社会の維持と強化を図ります。

前職は自衛官で、そこで国境離島の振興の大切さを知り、農業や漁業などの一次産業に関わりたいと思いました。その思いが日増しに強くなり、退職して対馬市に移住する決断をしました。私自身、移住者ですので移住者の皆さんに寄り添いながら、さまざまな支援ができればと考えております。



名 前：川口 智史

着任日：令和2年6月1日

ミッション：しまぐらしコーディネーター

所 属：しまづくり推進部 しまの力創生課内
しまぐらし応援室

しまぐらしコーディネーター：自らの移住経験等を活かし、移住希望者への情報発信・さまざまなサポートをしまぐらし応援室の一員として担います。

たすけあい通信 Vol.33

問い合わせ

対馬市社会福祉協議会

☎0920(58)1432

対馬市地域包括ケア推進課

☎0920(53)6111

今月は「南部ふれあい若葉会」の取り組みをご紹介します。「南部ふれあい若葉会」とは、上県町の鹿見・久原・女連地区において、茶話会や脳トレ、簡単なゲームなどを行っているサロン活動グループです。

昭和62年から今年の3月までの32年間、65歳以上のひとり暮らしの方を対象として、月に1回、ボランティアスタッフによる食事会が「南部ふれあい教室」として行われていました。それまでは、スタッフによる手料理が振舞われていましたが、若い世代の加入がないことなどからスタッフの負担が大きくなっていました。そこで、対象を65歳以上のひとり暮らしの方と限定せずに「誰もが無理なく参加でき、みんなで楽しいひとときを過ごす」活動に生まれ変わりました。

活動は、何かをするために集まるのではなく「集まること」を目的としており、みんなが揃うと自然とやりたいことが決まっていきます。現在、約15人で活動しており、これからまた、声掛けをしながら、参加者を募っていくそうです。今後の活動が楽しみです。



レクリエーションで交流



みなさんのお住まいの地域で【助け合い活動】を進めたいという方は、ぜひ、ご連絡ください。

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

7月18日（土）より、リサイクル雑誌の提供をします。
ぜひご活用ください。

新刊



一般書

新刊



新刊



児童書

新刊



掃除婦のための
手引き書

ルシア・ベルリン/著
岸本 佐知子/訳

ひたすら死を考える
掃除婦、アルコール依
存症のシングルマザー。
著者ルシア・ベルリン
の人生に根ざし、魂か
らのむきだしの言葉で
紡ぎ出された、24編
の短編集。

居るのはつらいよ

東畑 開人/著

著者の体験に基づいた、
ケアとセラピーについて
の学術書。事実に基づき
ながらも、語り口は軽く、
まるで小説かエッセイを
読んでいるような読みや
すさが魅力の1冊。

めんたいこ どリーむ

はしもと えつよ/著・画

めんたいこたちの持つ
大きな夢。それは、目の
前に現れた大きな白めし
山にのぼること！しかし
頂上にはたくあんブラザ
ーズが待ち構えていた。
めんたいこたちはどうな
っちゃうの？

ぼくと賢おじさんと
山の学校

村上 淳子/著
下平 けーすけ/画

引きこもっていた勇
一は、お父さんの親友
で山に住む賢おじさん
の家へ行くことに。賢
おじさんや、山の学校、
自然から多くのことを
学び、強く成長した勇
一だったが・・・？

7月

税務課夜間窓口

問い合わせ
税務課 ☎0920(53)6111

税務課

29日(水)・30日(木)・31日(金)

各振興部・行政サービスセンター

30日(木)・31日(金)

午後8時まで開いています

7月31日は、市税・国保税
2期の納期限です。



※夜間窓口は、
毎月末の3日間を予定しています。
(各振興部・行政サービスセンターでは2日間を予定)

比田勝～博多航路の混乗便は、
7月31日まで運休します。

新型コロナウイルス感染防止策のため
運休いたしますが、8月1日以降につきま
しても運航は未定のため予約の受け付け
は行っておりません。運航再開が決定しま
したら改めてお知らせします。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご
理解くださいますようお願いいたします。

なお、運航に関するお問い合わせは、
下記までお願いします。

－ 問い合わせ －

JR九州高速船(株) ☎092(281)2361

対馬市政策企画課 ☎0920(53)6111

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

令和2年度分（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除等の受付がこの7月から始まっています。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、市役所市民課年金窓口で手続きをしてください。

また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができますので、失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、市役所市民課年金窓口または年金事務所へご相談ください。



長崎北年金事務所の出張年金相談

- と き 8月19日(水) 14:00～17:00
ところ 対馬市役所豊玉庁舎
- と き 8月20日(木) 9:00～15:00
ところ 上対馬総合センター

- ★年金相談は予約制です。相談時間枠には限りがありますので、お客様のご希望に添えない場合もございます。
- ★予約受付期限 8月14日(金)
- ★予約先 ☎095(861)1387

要チェック! 消費者トラブルに巻き込まれる前に 対馬市消費生活相談所だより

問い合わせ
対馬市消費生活相談所 ☎0920(52)8322
長崎県消費生活センター ☎095(824)0999

身に覚えのないマスクの送り付けにご注意ください!!



【相談事例】 自宅のポストに不織布マスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、どうしたらいいか。

【消費者へのアドバイス】 売買契約は成立していないので、代金を支払う義務はありません。商品の送付があった日から、使用せずに保管し、14日間を経過した時は、商品を自由に処分しても構いません。また、事業者にも連絡する必要はありません。その後の事業者による商品の引取りに応じる必要はありません。



事前に勧誘の電話などがなく、一方的に商品を送り付けて代金の支払いを請求する手口を「送り付け商法（ネガティブオプション）」といいます。通販サイトなどでマスクを購入した時は、同居している家族に必ず伝えるようにしましょう。新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した悪質商法にご注意ください。困った時は対馬市消費生活相談所にご相談ください。